

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月1日
(2)事業者の氏名又は名称	埼玉タクシー株式会社(法人番号6030001074984) 代表者 藤田 茂
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市青木1-6-1 (戸田営業所) 埼玉県戸田市中町2-19-5
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6)違反行為の概要	令和3年4月19日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第68条)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)整備管理者の選任(解任)の未届出(道路運送車両法第52条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月8日
(2)事業者の氏名又は名称	芙蓉交通株式会社(法人番号4021001041044) 代表者 八木 達也
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市内川1-7-65 (本社営業所) 神奈川県横須賀市内川1-7-65
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(17日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年11月26日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月15日
(2)事業者の氏名又は名称	プライムリムジン株式会社(法人番号1010001185722) 代表者 柳谷 日出幸
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区八重洲1-4-6 (本社営業所) 東京都中央区八重洲1-4-6
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(75日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第48条
(6)違反行為の概要	令和元年10月28日及び令和元年12月19日、規許可を受けたことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼の記録義務保存義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(5)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(8)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(9)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月15日
(2)事業者の氏名又は名称	飛鳥交通第六株式会社(法人番号6010601027451) 代表者 川野 繁
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区小松川1-6-2 (高井戸営業所) 東京都杉並区高井戸東3-28-40
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(44日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第13条
(6)違反行為の概要	令和2年9月4日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 18 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月15日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社東京自動車(法人番号4010801016371) 代表者 岡田 従容
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区東糀谷2-4-21 (本社営業所) 東京都大田区東糀谷2-5-8
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第48条
(6)違反行為の概要	令和2年9月7日及び令和2年9月17日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(7)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和3年6月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月22日
(2)事業者の氏名又は名称	盈進自動車株式会社(法人番号1010801001401) 代表者 山田 能成
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区東糀谷3-16-10 (本社営業所) 東京都大田区東糀谷1-9-15-101
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年10月7日及び令和2年10月23日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月22日
(2)事業者の氏名又は名称	一橋 隆男
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区 (営業所) 東京都練馬区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び輸送の安全確保命令
(5)主な違反事項	タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項
(6)違反行為の概要	令和2年7月28日及び令和2年10月19日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃変更届出違反(タクシー適正化・活性化法第16条の4第1項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月29日
(2)事業者の氏名又は名称	齋藤 和夫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第25条
(6)違反行為の概要	令和2年11月27日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者の制限違反(道路運送法第25条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 8 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月29日
(2)事業者の氏名又は名称	八洲自動車株式会社(法人番号5010601007314) 代表者 永峯 豊子
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区清澄1-3-15 (本社営業所) 東京都江東区清澄1-3-15
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年10月28日及び令和2年11月13日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年6月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年6月30日
(2)事業者の氏名又は名称	東都交通株式会社(法人番号1011501003225) 代表者 木原 光資
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区豊島1-19-12 (本社営業所) 東京都北区豊島1-19-12
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年4月14日及び令和3年6月22日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)